

民生児童委員・主任児童委員は 地域における相談・支援のボランティアです

このたび、一斉改選によって、297名の民生児童委員・主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました。

平成19年12月1日から平成22年11月30日までの間、「住民の立場に立った相談・支援者」として、重要な役割を担います。

民生児童委員とは

民生児童委員は、民生委員と児童委員を総称した呼び方です。民生委員は民生委員法によつて設置が定められており、児童委員は児童福祉法によつて民生委員が兼務することとなつています。

民生児童委員は、常に地域の実情を把握し、相談や生活支援などの活動に取り組んでいます。住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように、行政機関などと協力し、住民福祉の窓口となります。

主任児童委員とは

児童の福祉に関するこどとを専門的に担当する民生児童委員です。児童相談所など児童福祉の関係機

関と地域の担当民生児童委員等との連絡調整を行つたり、子どもを産み育てるための環境づくりをめざした活動を行つたりする際には、その中心的役割を果たします。

悩み事がある場合には

家族や生活、健康のことなどについて、お住まいの地域を担当する委員にお気軽にご相談ください。プライバシーや基本的人権を尊重しながら、親身になつて相談相手となり、解決への糸口を探します。

職務を遂行するに当たつては、個人の人格を尊重して秘密を守り、差別的または優先的な取り扱いをすることはありません。

さまざまな相談や指導を行うことができるよう、委員を対象に研修会なども定期的に開催しています。

民生児童委員と主任児童委員は、さまざまな機関と連携しながら多様化するこれらの諸問題を取り組み、問題解決のための支援を行つています。

地域みんなで子どもたちを守ろう

未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、よりよい環境をつくることは、社会全体の大きな課題となっています。しかし、現在、子どもを狙つた痛ましい犯罪や児童虐待が多発するなど、環境や地域社会は必ずしも安全とはいえない。

子どもや子育てに関して「困ったことが起きた」という場合は、お気軽に民生児童委員・主任児童委員にご相談ください。



▲民生児童委員と主任児童委員は、地域ぐるみでの子育てを支援しています。